

ものづくり基盤産業の育成に関する事項

第1節 産業集積の推進等

1 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規創業等に係る支援機能の充実

(1) 伝統的工艺品産業の振興対策事業（10億4,800万円）

伝統的工艺品産業の振興に関する法律に基づき、製造協同組合等に対し、産地振興のために行う、人材確保育成・需要開拓・新商品開発等に対する補助を行った。また、伝統的工艺品の生産に不可欠な用具・原材料等について調査を行うとともに、代替原材料や新たな生産技術等について調査・研究等を行った。

(2) 日本政策投資銀行による融資（1,400億円の内数）

「地域産業集積活性化法」に基づく基盤的技術産業集積活性化促進地域などにおいて、基盤的技術の高度化に資する研究開発及び設備投資を行う事業者に対し、融資を行った。

(3) 中小企業金融公庫による融資（15,000億円の内数）

「地域産業集積活性化法」に基づき「高度化等計画」「高度化等円滑化計画」「進出計画」又は「進出円滑化計画」の承認を受けた中小企業について、その基盤的技術の高度化促進に資する事業に対し、融資を行った。

(4) 中小企業信用保険法の特例

「地域産業集積活性化法」の「高度化等計画」の承認を受けた中小企業・組合等又は「高度化等円滑化計画」の承認を受けた商工組合等が、計画に従って基盤的技術の高度化や新分野進出等を行う際に必要な設備資金、長期運転資金に対し、通常保険の別枠で高填補率・低料率の保険の引受けを行った。

(5) 地域産業集積中小企業活性化事業費補助事業（4億9,300万円）

「地域産業集積活性化法」の「進出計画」「進出円滑化計画」の承認を得た「特定中小企業集積」内の中小企業・組合が実施する研究開発、販路開拓事業等

「地域産業集積活性化法」の「高度化等計画」「高度化等円滑化計画」の承認を得た中小企業・組合が実施する研究開発等

地域中小企業の支援機関が実施する人材育成、地域中小企業の経営・技術等のネットワーク化支援、共同研究支援等に対し、補助を行った。

(6) 地場産業等活力強化事業費補助金（11億9,100万円）

地場産業の振興を図るため、地域の中小企業、組合等が行う新商品開発、販路開拓、人材育成等の事業に対し、補助を行った。

(7) 産業クラスター計画関連の支援策の拡充（再掲 第2部第1章第2節4.参照）

(8) 知的クラスター創成事業（100億円）

自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関を核とし、関連研究機関、研究開発型企業などが集積する研究開発能力の拠点（知的クラスター）創成の取組を支援した。

また、経済産業省の産業クラスター計画参加企業と知的クラスター創成事業実施地域内の大学などの共同研究への支援、中間評価結果の補助金交付額への反映などを行った。

(9) 都市エリア産学官連携促進事業（36億円）

地域の個性発揮を重視し、大学などの「知恵」を

活用して新技術シーズを生み出し、新規事業などの創出、研究開発型の地域産業の育成などを旨とする「都市エリア産学官連携促進事業」を推進した。

また、事業終了後、特に優れた成果をあげ、かつ今後の発展が見込まれる地域における継続的な事業展開の支援のため、「発展型」を実施した。

(10) 地域プラットフォームの活動に対するソフト支援 (32億円)

地域の産業支援機関を、中核的支援機関を中心にネットワーク化し、研究開発から事業化までの各段階において必要とされるソフト面からの支援を総合的に提供する体制(地域プラットフォーム)の整備を支援した。

(11) 新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)の整備 (27億9,266万円)

「中小企業新事業活動促進法」に基づく高度技術産学連携地域において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が新事業支援施設の整備を行った。また、地域における新事業創出や雇用の拡大を図るため、同法に基づく高度技術産学連携地域、地域産業集積活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化促進地域等において、経営、販路開拓、技術等の総合的な支援を行う新事業支援施設を整備する地方公共団体等に対し補助を行った。

第2節 中小企業の育成

1 中小企業の経営基盤の強化

(1) エキスパートバンク(経営・技術強化支援)事業 (1億8,400万円)

小規模事業者の要請に応じて都道府県商工会連合会等が専門家(エキスパート)を当該事業者へ直接派遣し、具体的、実践的な事項に関してアドバイスを受ける事業について、より一層多くの事業者が専門家派遣を受けられるよう充実を図った。

2 取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

下請取引の適正化を推進するため、公正取引委員会等との緊密な協力の下、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という)に基づき、約143,900件の親事業者及び下請事業者に対する書面調査、約1,200件の親事業者に対する立入検査及び下請代金法違反の事実又はそのおそれがみられた事業者(約5,000件)に対する改善指導等を行った(ただし、件数は2005年4月から12月までのもの)。また、下請代金法等を普及啓発する観点から、次の事業を行った。

・下請取引改善講習事業

製造業・サービス業の親事業者及び下請事業者を対象として、下請取引改善講習会を開催した(1日コース34会場、半日コース41会場)。(予算額8,400万円)

・下請取引改善セミナー

業界団体、商工会議所等と連携して、下請取引改善セミナーを開催した(5会場)。(予算額800万円)

このほか、2005年12月8日付けで親事業者約20,600社、関係事業者団体約500団体に対し、通達(「下請取引の適正化について」)を發出し、下請代金法の遵守等を要請した。

3 下請中小企業支援

(1) 下請中小企業の自助努力支援

取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業者に対して、各企業の現況、業種、設備、技術など、その条件に見合った発注企業を県内及び県外から紹介し、取引のあっせんを行った(2005年4月から2006年1月末までの取引あっせん件数は、1,928件)。また、イ

インターネットを通じた「取引マッチングシステム (http://matchnet.zenkyo.or.jp/)」の活用を奨励することにより、受発注企業の情報交流を支援した(2006年1月末現在のマッチネット登録企業数は約8,000社)。

緊急広域商談会開催事業

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業について、広域的に新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を開催した(2005年度は3会場、381社が参加)。

脱下請人材育成事業

脱下請を目指す下請中小企業の経営者等を対象として、自立化するためのノウハウ(自立化のために必要な製品開発能力、マーケティング・経営戦略等)を習得するための短期集中研修を9都府県にて実施した。

(2) 親事業者と下請事業者との協力関係の醸成

下請中小企業振興法に基づき、下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、次の措置を講じた。

振興基準に基づく指導・助言

2005年12月8日付けで、関係親事業者団体約500団体に対し、通達(「下請事業者への配慮等について」)を発出する等により、親事業者及び下請事業者がよるべき一般的基準(「振興基準」)の周知徹底を要請した。

振興事業計画に係る支援

「振興事業計画」に係る助成措置等について普及を行った。

4 中小企業の経営の革新及び創業の促進

(1) 経営革新の促進

「中小企業新事業活動促進法」により、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経

営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

中小企業経営革新事業及び中小企業経営革新支援事業(17億8,600万円)

国又は都道府県から「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認を受けた個別の中小企業者、組合及び任意グループが、経営の向上を図るため新商品・新技術等の開発、人材養成、販路開拓等の経営革新のための事業を行う際に、必要な支援を行った。

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等による融資

「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、低利による融資を行った。

中小企業信用保険法の特例

「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新に関する事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

CIO育成・活用型企業経営革新促進事業(5億7,600万円)

企業内において、経営戦略と情報戦略を橋渡しすることができる人材(CIO)の育成・普及を図るため、CIOの実態、必要な機能を調査するとともに、中小企業については、地域における官民連携のネットワーク(IT経営応援隊事業)を通じてCIO機能を活用した経営革新を促進させることにより、IT経営を実現できる中小企業を輩出するための事業を展開した。

(2) 創業・ベンチャーの促進

新創業融資制度(財政投融資)

担保の有無や過去の勤務経験等の形式的な要件に依存しないで、事業計画(ビジネスプラン)の的確

性等を審査し、無担保・無保証人（法人の場合、代表者の保証も不要）で、国民生活金融公庫が750万円を限度に創業資金を融資する新創業融資を実施した。

創業者向け保証制度

創業者に対する支援措置として、「新事業創出促進法」（新事業創出関連）で1,500万円、「産業活力再生特別措置法」（創業関連）で1,000万円（合計2,500万円）の、無担保保証枠を設け、保証を行った。

創業人材育成事業（16億4,000万円）

全国商工会連合会・日本商工会議所に対する補助を通じて、全国約270カ所の商工会・商工会議所において、創業に向けて具体的にアクションを起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を10日間（30時間）程度で修得させる創業塾を開催した。

また、経営革新や、新事業展開等を目指す経営者等を対象に、経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを10日間程度（約30時間）で修得する「第二創業コース」を新設し、全国約250カ所の商工会・商工会議所で実施した。

新規創業支援研修（中小企業基盤整備機構運営費交付金の一部）

中小企業大学校において、明確な創業意志を持つ者を対象に開業に向けての諸手続及びビジネスプランの作成方法等、必要な知識・ノウハウ等を付与する5日間の新規創業支援研修を実施した。また、新たな事業展開を志向する事業者に対し、事業アイデアをビジネスとして展開していくためのビジネスプランの立案に取り組む9日間のビジネスチャレンジスクールを実施した。

起業家輩出支援事業（ドリームゲート事業）（9億3,000万円）

国民各層に対する起業・独立意識を喚起し、「挑戦者」の裾野を拡大するため、起業に役立つメールマガジンの配信、専門家によるインターネット相談、無料面談など、WEBサイト等を通じた総合的な起業支援サービスを実施するとともに、イベント・セミナーを開催した。

創業・ベンチャー国民フォーラム（2億9,800万円）

創業・ベンチャー企業に対する社会的評価の向上や、広く国民の中での起業家精神の涵養を図り、起業家が輩出されやすい風土づくりを進めるため、起業経験者や有識者を結集して「創業・ベンチャー国民フォーラム」を組織し、起業家精神の発揮及び高揚のための啓発活動を全国展開するとともに、地域に根ざした起業活性化事業を各経済産業局において実施した。

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業

（再掲 第2部第1章第1節1.(4) 参照）

ベンチャーファンド出資事業（中小企業基盤整備機構自己資金）

国内の成長初期段階にあるベンチャー企業等に対する投資事業を目的として、中小企業基盤整備機構が投資事業有限責任組合に対して出資する事業について、積極的に実施した。

「がんばれ！中小企業ファンド」（中小企業基盤整備機構自己資金）

目利き能力やネットワークを有する民間の事業会社などによるファンドに対して、中小企業基盤整備機構が出資を行い、新事業展開を図る中小企業に対し、資金供給と販路拡大の支援を実施した。

創造的中小企業創出支援事業

各県の財団等（ベンチャー財団）が、ベンチャーキャピタルの投資による資金供給を促進する等創造的中小企業の円滑な資金調達を支援する事業を行った。

ベンチャープラザ（中小企業基盤整備機構交付金）

中小企業・ベンチャー企業が自社のビジネスプランの発表等を通じて投資家・事業パートナー等と出会う機会を提供し、資金調達を始めとする様々な課題の解決を支援するイベント「ベンチャープラザ」を全国で開催した。また、資金調達マッチングに焦点を当てた『ベンチャープラザファンド in TOKYO』を開催した。

ベンチャーフェア（中小企業基盤整備機構交付金）
革新的な製品・試作品やサービス等を大々的に展示・紹介し、販路・事業提携先の開拓の支援を行うため、東京において中小・ベンチャー企業のための大規模展示会「ベンチャーフェア JAPAN」を開催した。

中小ITベンチャー支援事業（2億4,730万円）

優れた技術シーズを持つ中小ITベンチャー企業に対して、市場を見据えたソフトウェア製品の商品化及び事業化を支援するため、技術と市場を熟知したプロジェクトマネージャーを配置し、支援すべき技術シーズの選定から、市場化を見据えた技術開発の支援や事業化の支援に当たっての指導・助言を実施した。

（3）新連携支援事業（46億円）

異分野の中小企業が有機的に連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る取り組み（新連携）について、支援を行った。

5 新たな設備の設置等

（1）金融

中小企業を巡る金融情勢は、全体としては改善傾向ではあったものの、景気の回復度合いについては地域や業種によってはばらつきがみられる状況にあった。このような中、やる気と能力のある中小企業者の資金調達に支障をきたすことのないよう、中小企業金融のセーフティネット対策に万全を期すとともに、中小企業の資金調達の多様化のため、担保や保証人に依存しない融資の推進に努めた。

（2）中小企業投資促進税制（減税規模 1,530億円（2005年度））

中小企業が行う前向きな設備投資を、税制面でも支援し、中小企業の投資促進を図るため、中小企業投資促進税制（中小企業の取得する機械・装置や電子計算機等の特定の器具・備品について、7%の税額控除又は30%の特別償却を認める制度）が設けられている。